

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

1	3号機	原子炉建屋2階において、協力企業作業員が給水ライン逆止弁(B)点検時、移動中に左足をひねり、左足首を負傷したため、業務車で病院に搬送。	As	1月22日公表済み
---	-----	---	----	-----------

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	蒸化器加熱蒸気圧力調節弁(大弁、子弁)点検時、駆動部に空気漏れが認められたため、当該駆動部を補修。	D	
2	3号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)点検時、伝熱管1本に減肉が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
3	3号機	タービン補助蒸気系調整弁点検時、豆ゲージの不良(8個:ゼロ点ドリフト)が認められたため、対応検討。	D	
4	3号機	蒸気式空気抽出器作動蒸気圧力調整弁及び第一給水加熱器(B)ドレン水位調節弁点検時、ボジショナー部品(ビームローラー)の固着が認められたため、当該ボジショナーを修理。	D	
5	3号機	タービングランド蒸気系調整弁点検時、豆ゲージの不良(7個:ゼロ点ドリフト)が認められたため、対応検討。	D	
6	3号機	給水加熱器ドレン系調整弁点検時、豆ゲージの不良(32個:ゼロ点ドリフト)が認められたため、対応検討。	D	
7	3号機	蒸化器ドレンタンク水位調節弁点検時、駆動空気調節部品の不良(ブリード量が通常より多い)が認められたため、当該部品を交換。	D	
8	3号機	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(B)電動機点検時、軸受と軸受ケースの嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	第一給水加熱器(B)点検時、マンホール締め付けボルト(2本)にカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
10	3号機	原子炉隔離時冷却系設備点検に伴う制御系のヒューズ引き抜き時、ヒューズケースを破損させたため、当該ヒューズケースを交換。	D	
11	3号機	原子炉冷却材浄化系戻りライン止め弁閉操作時、動作不良(弁開度1%で赤緑ランプ消灯)が認められたため、原因調査後、対応検討。	D	
12	3号機	1月20日のアラームタイパー記録整理時、一部欠測(3/3ページ打ち出し無し)が認められたため、対応検討。	D	
13	3号機	中性子計装系局部出力領域モニタ装荷確認用水中カメラ装置の使用前確認時、映像不良(電源を入れて約1分で映像にノイズ発生)が認められたため、当該カメラ装置を修理。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	取水設備バー回転式スクリーン(D)洗浄水配管点検時、スプレイノズルに緩みが認められたため、当該ノズルを補修。	D	
15	4号機	取水設備バースクリーン(D)、バー回転式スクリーン(D)及びトラベリングスクリーン(D)点検時、各スクリーン(全体)に塗装の剥離が認められたため、当該スクリーンを補修塗装。	D	
16	その他	計器校正データ処理装置において、電源装置の不良(バッテリー劣化)によりサーバが停止したため、当該電源装置を修理。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A_S : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802